

令和5年度
事業計画書

自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日

(令和5年3月13日)

一般財団法人 保健福祉振興財団

令和5年度 事業計画書

本財団は国民の健康と福祉の推進に寄与することを目的に、保健医療、福祉、環境等に関する関係従事者の養成を実施しています。

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、研修受講者の受講環境が大きく変化してきました。多くの自治体から、引き続き、動画配信のオンデマンド形式やWEB会議システムを活用したリアルタイムのオンライン形式等で行うeラーニング研修の実施が求められています。ICT（情報通信技術）は急速に高度化・多様化しており、研修機関にもこれに対応した専門的な知識及び技能を有する人材の充実が求められています。これらの状況を踏まえ、令和5年度も、研修効果を高め、受講者の満足度に寄与するため、ICT環境の拡充とデジタル人材育成に注力していきます。

また、本年度も前年度に引き続き、障害福祉系研修、保育系研修、医療機器関連講習、介護支援専門員実務研修受講試験と実務研修等を継続実施するとともに、本財団の目的を達成するため、新たな事業の展開も模索してまいります。

〔 事業概要 〕

1. 保健医療、福祉、環境等に関する関係従事者の養成事業

(1) サービス管理責任者等研修

障害者総合支援法において、障害福祉サービスを提供する事業所については、利用者がサービスを利用する時に支援の根幹となる個別支援計画を作成する等、適切なサービスが提供できるように全体的な管理を行うサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の設置が義務付けられている。各都道府県から指定を受け、必要な実務経験を満たした者に対して、基礎研修、実践研修、更新研修及び専門コース別研修を実施する。

(2) 相談支援従事者研修

都道府県の指定を受け、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を修得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として、相談支援従事者初任者研修、現任研修及び専門コース別研修を実施する。

(3) その他、都道府県等からの受託事業

喀痰吸引等研修、医療的ケア児等支援者向けセミナー、地域リーダー養成研修、障がい者ピアサポーター養成研修、有料老人ホーム職員研修等

2. 保育等に従事する者の資質及び専門性の向上等を図るための研修事業

(1) 保育士等キャリアアップ研修

自治体からの指定等をうけて、保育所等における多様化・複雑化する課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を担う保育士等を育成するとともに保育士等の職務・職責に応じた処遇改善を図り人材確保を図る目的で厚労省が策定した「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、保育士等キャリアアップ研修を実施する。

(2) 子育て支援員研修

子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保する必要がある。そのため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関しての必要な知識や技能等を修得するための「子育て支援員研修」を実施する。

(3) その他、都道府県等からの受託事業

認定こども園研修、子どものバス送迎における安全管理徹底のための研修、認可外保育施設向けセミナー、有料老人ホーム職員研修等

3. 医療機器販売業貸与業に従事する者の資質及び専門性の向上等を図るための研修事業

(1) 医療機器販売業・貸与業営業所管理者基礎講習、医療機器修理責任技術者基礎講習、医療機器販売貸与管理者・修理責任技術者継続的研修

高度管理医療機器等、特定管理医療機器の販売業者及び貸与業者については、

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、及び施行令、施行規則」により、一定の資格要件を満たした者を高度管理医療機器等営業所管理者、特定管理医療機器営業所管理者として置き、医療機器による保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずることとされている。これら営業所管理者・修理責任技術者になるための基礎講習及び営業所管理者に対する継続研修を登録実施機関等として実施する。

4. 介護保険法に定める介護職員等の研修事業

(1) 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修

介護保険制度の根幹であるケアマネジメント業務を行う介護支援専門員（ケアマネージャー）の資格を得るためには、実務経験に加えて試験に合格し、その後実務研修を受講する必要がある。この実務研修は、「介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図ること」を目的に、介護サービス計画（ケアプラン）の作成やモニタリングの実施など、ケアマネジメントに関するさまざまな業務に関する専門知識や技術を修得するための研修である。この「介護支援専門員実務研修受講試験」と「介護支援専門員実務研修」を指定試験実施機関及び指定研修実施機関として実施する。

5. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

福祉施設職員向けスキルアップ研修等